

## 訪問看護医療DX情報活用加算に係る掲示

「訪問看護医療DX情報活用加算」を行う訪問看護ステーションコルディアールは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）がオンライン資格確認システムにより利用者の診療情報や薬剤情報を取得・活用して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療の提供をいたします。

### 訪問看護医療DX情報加算 50円（月1回）

下記、【施設基準】を満たしております。

- （1）厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- （2）健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- （3）医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- （4）（3）の掲示について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。